

厚生労働省北海道労働局発表
令和 7 年 11 月 21 日

担
当

【照会先】
厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課
課長 十倉 正直
統括特別司法監督官 大串 尚哉
<電 話> 011-709-2311
(内線 3542)

報道関係者 各位

外国人技能実習生の実習実施者に対する令和 6 年の監督指導状況 ～実習実施者の 70.3%で法令違反～

北海道労働局（局長 ^{むらまつ たつや} 村松 達也）は、この度、管下17の労働基準監督署（支署）が、外国人技能実習生の実習実施者に対して行った令和 6 年の監督指導結果を取りまとめましたので、公表します。

〔監督指導結果等の概要〕

1 労働基準関係法令違反の状況

監督指導を実施した実習実施者 427事業場

法令違反が認められた実習実施者 300事業場(70.3%)

2 主な法令違反の状況

① 安全基準（安全措置が講じられていない機械を使用させていたなど） (23.0%)

② 割増賃金の支払

（時間外労働に対する割増賃金を適正に支払っていないなど） (17.1%)

③ 医師の意見聴取

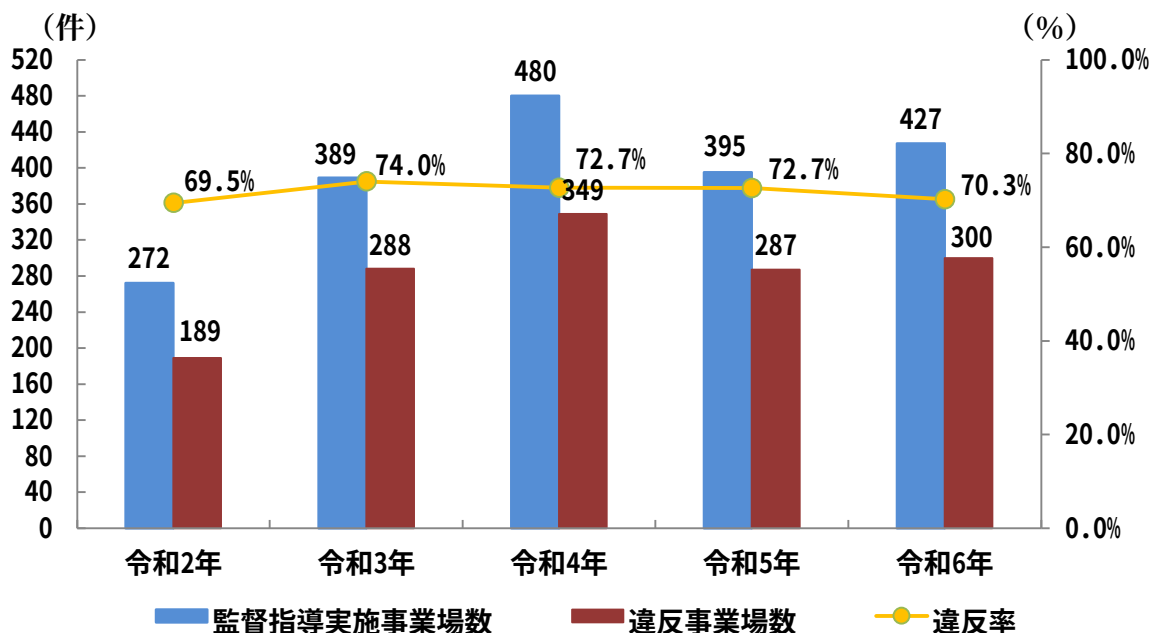
（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取を行っていないなど） (12.6%)

3 北海道労働局における今後の取組

北海道労働局では、監理団体及び実習実施者に対し、引き続き労働基準関係法令の周知を図るとともに、各種情報から労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対しては監督指導を行い、技能実習生の適正な労働条件及び安全衛生の確保に取り組んでいきます。

- (1) 令和6年に、道内の労働基準監督署は、実習実施者に対して427件の監督指導を実施し、その70.3%に当たる300件で労働基準関係法令違反が認められました（全国状況については後記3参照）。

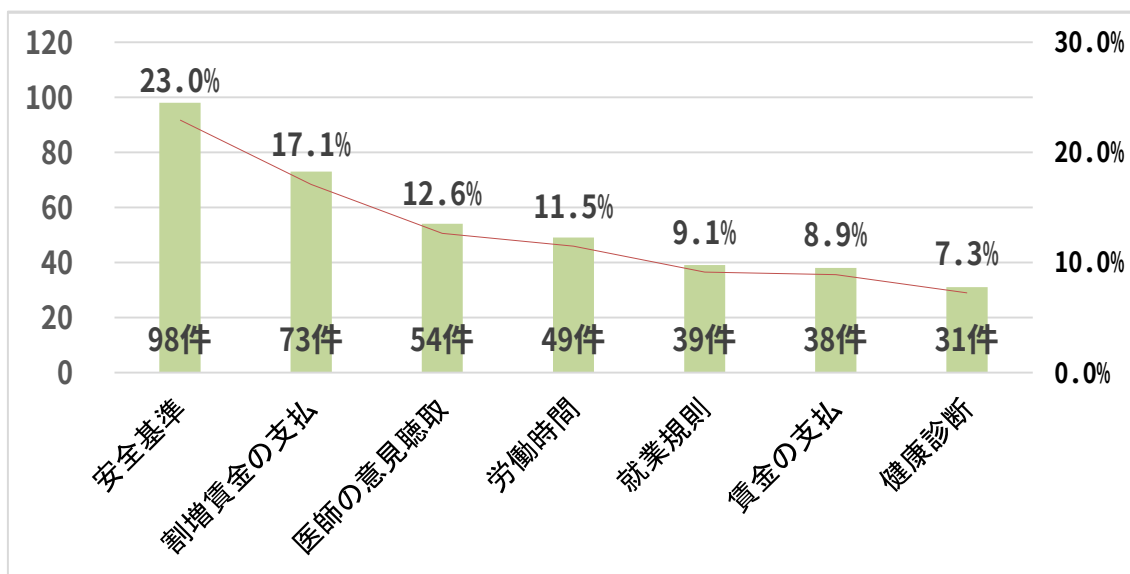
図1 監督指導実施事業場数及び違反事業場数



〈注〉違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれます。

- (2) 主な違反内容は、①安全基準 98 件（23.0%；安全措置が講じられていない機械を使用させていたなど）、②割増賃金の支払 73 件（17.1%；時間外労働に対する割増賃金を適切に支払っていないなど）、③医師の意見聴取（12.6%；健康診断結果について医師等からの意見聴取を行っていない）の順でした。

図2 監督指導における主な違反事項及び違反事業場数



〈注〉違反事項が2つ以上ある場合は各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しません。

2 実習実施者に対する指導例

事例1 外国人技能実習生の労働災害に関し、安全措置について指導した事例

【概要】

食料品製造業の事業場において、外国人技能実習生が機械の掃除作業を行っていたところ、手を負傷する労働災害が発生した。立入調査を実施したところ、機械の掃除作業において、同機械の運転停止の措置を講じていなかった事実が認められた。

【主な指導内容】

機械の掃除等の場合における運転停止については是正勧告した。

《指導事項》 労働安全衛生法第20条第1号(事業者の講ずべき措置等)
労働安全衛生規則第107条第1項(掃除等の場合の運転停止等)

【指導後の対策】

○上記機械にカバーを設け、カバーを開けると自動的に機械が停止する装置を設置した。また、機械の掃除等の場合においては、機械を止めてから作業を行うよう母国語で教育を行った。

事例2 技能実習生の長時間外労働について指導した事例

【概要】

製造業の事業場において、立入調査を実施したところ、時間外労働時間数の上限等を定める労使協定(36協定)の締結なく、月80時間を超える時間外労働を行わせていた事実が認められた。

【主な指導内容】

違法な時間外労働については是正勧告した。

また、長時間労働の削減など、過重労働による健康障害の防止について指導した。

《指導事項》 労働基準法第32条第1項、第2項(労働時間)
過重労働による健康障害の防止

【指導の結果】

○法令に基づき、36協定の締結及び届出を行った上で、労働時間管理を強化した。
また、労働者の採用、人員配置を見直すなどにより、長時間労働の削減に取り組んだ。

3 技能実習生に係る実習実施者に対する監督指導結果
令和6年1月～令和6年12月

	全国	北海道
監督指導実施事業場数	11,355 件	427 件
違反事業場数	8,310 件	300 件
(違反率)	(73.2%)	(70.3%)

主な違反内容	違反事業場数			
	全国		北海道	
労働条件の明示 (労働基準法第 15 条)	931	(8.2%)	25	(5.9%)
賃金の支払 (労働基準法第 24 条)	1,046	(9.2%)	38	(8.9%)
労働時間 (労働基準法第 32 条・第 40 条)	1,412	(12.4%)	49	(11.5%)
割増賃金の支払 (労働基準法第 37 条)	1,774	(15.6%)	73	(17.1%)
年次有給休暇 (労働基準法第 39 条)	1,260	(11.1%)	30	(7.0%)
就業規則 (労働基準法第 89 条)	1,070	(9.4%)	39	(9.1%)
賃金台帳 (労働基準法第 108 条)	523	(4.6%)	19	(4.4%)
安全基準 (労働安全衛生法第 20～25 条)	2,837	(25.0%)	98	(23.0%)
衛生基準 (労働安全衛生法第 20～25 条)	1,359	(12.0%)	28	(6.6%)
健康診断 (労働安全衛生法第 66 条)	1,104	(9.7%)	31	(7.3%)
健康診断結果についての医師等からの 意見聴取 (労働安全衛生法第 66 条の 4)	1,695	(14.9%)	54	(12.6%)
労働時間の把握 (労働安全衛生法第 66 条の 8 の 3)	511	(4.5%)	17	(4.0%)

※主な違反内容別の違反事業場数は、1事業場で複数の違反が認められた場合には、それぞれの違反内容に計上するため、最上部の表の違反事業場数とは一致しません。